

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【公開番号】特開2008-154700(P2008-154700A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2006-345213(P2006-345213)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

固定枠に対し開閉可能に支持された遊技機本体と、

前記遊技機本体の前面側に開閉可能に支持された前扉体と、

前記遊技機本体の背面側に開閉可能に支持された後扉体とを備えるとともに、

前記遊技機本体を施錠する機構と、前記前扉体を施錠する機構と、前記後扉体を施錠する機構とを具備した施錠装置を備えた遊技機において、

前記施錠装置は、

鍵により操作される錠部材と、

前記固定枠側に設けられた本体被係合部に係合されて前記遊技機本体の開放を規制する施錠位置から、前記錠部材の動作に連動して上下方向一方へ所定量変位することにより、前記本体被係合部から離脱して前記遊技機本体の開放を許容する解錠許容位置をとる本体用係合部と、

前記前扉体側に設けられた前扉体被係合部に係合されて前記前扉体の開放を規制する施錠位置から、前記錠部材の動作に連動して上下方向他方へ所定量変位することにより、前記前扉体被係合部から離脱して前記前扉体の開放を許容する解錠許容位置をとる前扉体用係合部と、

前記後扉体側に設けられた後扉体被係合部に係合されて前記後扉体の開放を規制する施錠位置から、前記錠部材の動作に連動して上下方向一方又は他方へ所定量変位することにより、前記後扉体被係合部から離脱して前記後扉体の開放を許容する解錠許容位置をとる後扉体用係合部とを備え、

前記後扉体用係合部が施錠位置から解錠許容位置に達するまでに要する変位量と、当該後扉体用係合部と連動して同方向へ動く前記本体用係合部又は前記前扉体用係合部が施錠位置から解錠許容位置に達するまでに要する変位量とを異ならせたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

固定枠に対し左右一側部にて開閉可能に支持された遊技機本体と、

前記遊技機本体の前面側において、当該遊技機本体に対し前記左右一側部にて開閉可能に支持された前扉体と、

前記遊技機本体の背面側において、当該遊技機本体に対し前記左右一側部にて開閉可能

に支持された後扉体とを備えるとともに、

前記遊技機本体の左右他側部に設けられるとともに、前記固定枠に対し前記遊技機本体を施錠する機構と、前記遊技機本体に対し前記前扉体を施錠する機構と、前記遊技機本体に対し前記後扉体を施錠する機構とを具備した施錠装置を備えた遊技機において、

前記施錠装置は、

鍵により操作される 1 つの錠部材と、

前記固定枠側に設けられた本体被係合部に係合されて前記遊技機本体の開放を規制する施錠位置に所定の付勢手段の付勢力により付勢され、前記鍵による第 1 の方向への操作に応じた前記錠部材の動作に連動して前記付勢手段の付勢力に抗して上下方向一方へ所定量変位することにより、前記本体被係合部から離脱して前記遊技機本体の開放を許容する解錠許容位置をとる本体用係合部と、

前記前扉体側に設けられた前扉体被係合部に係合されて前記前扉体の開放を規制する施錠位置に所定の付勢手段の付勢力により付勢され、前記鍵による第 2 の方向への操作に応じた前記錠部材の動作に連動して前記付勢手段の付勢力に抗して上下方向一方へ所定量変位することにより、前記前扉体被係合部から離脱して前記前扉体の開放を許容する解錠許容位置をとる前扉体用係合部と、

前記後扉体側に設けられた後扉体被係合部に係合されて前記後扉体の開放を規制する施錠位置に所定の付勢手段の付勢力により付勢され、前記鍵による第 1 又は第 2 の方向への操作に応じた前記錠部材の動作に連動して前記付勢手段の付勢力に抗して上下方向一方又は他方へ所定量変位することにより、前記後扉体被係合部から離脱して前記後扉体の開放を許容する解錠許容位置をとる後扉体用係合部とを備え、

前記後扉体用係合部が施錠位置から解錠許容位置に達するまでに要する変位量と、当該後扉体用係合部と連動して同方向へ動く前記本体用係合部又は前記前扉体用係合部が施錠位置から解錠許容位置に達するまでに要する変位量とを異ならせたことを特徴とする遊技機。

### 【請求項 3】

前記本体用係合部又は前記本体被係合部のうち一方を、他方に係止される爪部を有する本体用鉤部とし、

前記前扉体用係合部又は前記前扉体被係合部のうち一方を、他方に係止される爪部を有する前扉体用鉤部とし、

前記後扉体用係合部又は後扉体被係合部のうち一方を、他方に係止される爪部を有する後扉体用鉤部とし、

前記後扉体用鉤部の爪部の突出長と、前記本体用鉤部又は前扉体用鉤部の爪部の突出長とを異ならせたことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の遊技機。